

IBM Coremetrics Search Marketing

この「IBM ご利用条件」の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条項に追加されるものです。「IBM SaaS」および関連する「前提ソフトウェア」のご利用の前に、この「IBM SaaS ご利用条件」(以下、「ご利用条件」または「ToU」といいます。)をよくお読みください。お客様は、あらかじめ「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」および「前提ソフトウェア」を利用することができます。お客様は「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」の注文、そのアクセスまたは利用により、あるいは「同意する」ボタンをクリックすることにより、「ご利用条件」に同意したものとみなされます。

お客様に代わって「ご利用条件」に同意する場合は、お客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ご利用条件」に同意しない場合、またはお客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」または「前提ソフトウェア」を利用してはならず、「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」において提供される機能に関与することもできません。

第 1 章 – 共通事項

1. 目的

この「ご利用条件」は、以下の「IBM SaaS」に適用されます。

- IBM Coremetrics Search Marketing

この「ご利用条件」のみにおいて、「IBM SaaS」とは、本条に定める特定の「IBM SaaS」オファリングを指すものとします。

お客様は、有効な「サブスクリプション期間」中に限って「IBM SaaS」を利用することができます。

2. 定義

「ご利用条件」で定義されていない用語は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の定義によります。

「プライバシー・プラクティス」とは、インターネット上の <http://www.ibm.com/privacy> に掲載されている「プライバシー・プラクティス (改訂があれば改訂版も含みます。)」をいいます。

「前提ソフトウェア」とは、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「IBM SaaS」オファリングの一部として IBM または第三者がお客様に提供するすべての「プログラム」および関連資料をいいます。

3. 料金に関する一般条件

3.1 課金単位

「1,000 米ドルのマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「1,000 米ドルのマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、1,000 米ドル (USD) 単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「米ドル・マーケティング支出」の合計をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「1,000 ユーロのマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「1,000 ユーロのマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、1,000 ユーロ単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「ユーロ・マーケティング支出」の合計をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「1,000 英国ポンドのマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「1,000 英国ポンドのマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される

金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、1,000 英国ポンド (GBP) 単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「英国ポンド・マーケティング支出」の合計をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「10 万日本円のマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「10 万日本円のマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、10 万日本円単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「日本円マーケティング支出」の合計をカバーするための使用許諾を取得する必要があります。

「1,000 カナダ・ドルのマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「1,000 カナダ・ドルのマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、1,000 カナダ・ドル (CAD) 単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「カナダ・ドル・マーケティング支出」の合計をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「1,000 オーストラリア・ドルのマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「1,000 オーストラリア・ドルのマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、1,000 オーストラリア・ドル (AUD) 単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「オーストラリア・ドル・マーケティング支出」の合計をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「1,000 シンガポール・ドルのマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「1,000 シンガポール・ドルのマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、1,000 シンガポール・ドル (SGD) 単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「シンガポール・ドル・マーケティング支出」の合計をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「1,000 ブラジル・レアルのマーケティング支出」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「1,000 ブラジル・レアルのマーケティング支出」は、マーケティング・イニシアチブに関してお客様により支出される金額です。これは、「IBM SaaS」によって追跡され、1,000 ブラジル・レアル (BRL) 単位で表されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「ブラジル・レアル・マーケティング支出」の合計をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「IBM SaaS」での「マーケティング支出」とは、調査マーケティングに固有なマーケティング・イニシアチブに関して、お客様によって支出される金額を表します。

3.2 料金 & 課金

3.2.1 課金オプション

「IBM SaaS」オファリングの「サブスクリプション期間」は、最大 60 カ月まで注文することができます。

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。「IBM SaaS」サブスクリプション料金に対する課金オプションは、以下の通りです。

- a. 全額前払い
- b. 毎月払い (後払い)
- c. 毎四半期払い (前払い)
- d. 年払い (前払い)

選択した課金オプションは、「PoE」または「取引文書」に定める期間に対して有効です。請求サイクルに応じた支払額は、年間サブスクリプション料金および 1 年間の請求サイクル数を基本に計算されます。

3.2.2 1 カ月に満たない期間の料金

1 カ月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。1 カ月に満たない期間の料金は、IBM がお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月における残りの日数に基づき計算されます。

3.2.3 超過料金

お客様の「IBM SaaS」の実際の使用が「PoE」または「取引文書」に定めるライセンスの範囲を超えた場合には、お客様は「PoE」または「取引文書」に定める超過率に従い、その超過分についても請求されます。

4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント(以下、「アカウント」といいます。)を登録する場合、IBMは「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」のIDおよびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。お客様は随時、「アカウント」の登録の際にお客様が提供する「個人情報」もしくは「IBM SaaS」において利用する「個人情報」について、修正または「アカウント」情報からの削除を要求することができます。この情報は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」へのアクセスができなくなる場合があります。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」のIDおよびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

5. トレードアップ

特定の「IBM SaaS」オファリングを置き換える、別の特定の「IBM SaaS」オファリングを、割引料金で取得できる場合があります。IBMが、置き換えられた「IBM SaaS」オファリングに対するアクセスをお客様に提供した場合、お客様は、IBMが元の「IBM SaaS」オファリングに対するお客様の利用を終了させることに同意するものとします。

6. 前提ソフトウェア

この「IBM SaaS」オファリングには、IBMまたは第三者から提供される「前提ソフトウェア」が含まれます。お客様が「前提ソフトウェア」をダウンロードまたはインストールする場合、お客様は当該「前提ソフトウェア」を「IBM SaaS」へのお客様のアクセスおよびその利用を容易または有効にする目的以外には使用しないことに同意します。「前提ソフトウェア」のインストールまたはダウンロードの際に、別の使用許諾契約条件(例えば、「IBM プログラムのご使用条件(保証適用外プログラム用)」(以下、「ILAN」といいます。)、IBMまたは第三者のその他の使用許諾契約条件)が提供された場合、その使用には当該契約条件が適用されるものとします。お客様は、この「TOU」に同意するか、または「前提ソフトウェア」をダウンロード、インストールもしくは使用することによって、かかる条件に同意したものとみなされます。

「前提ソフトウェア」とは、「サービス」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「サービス」の一部としてIBMがお客様に提供するすべてのプログラムおよび関連資料をいいます。「前提ソフトウェア」は、IBMが権利を有し、著作権で保護されており、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。IBMは、お客様に対して、「本契約」に指定する目的のために「前提ソフトウェア」を使用し、当該使用を支援するためにお客様のシステムにインストールする非独占的な使用許諾を付与します。ただし、お客様が次を遵守することを条件とします。(i)「本契約」の条件を遵守すること。(ii)「前提ソフトウェア」を(ローカルもしくはリモートのいずれかによるアクセスにより)利用する者が、(1)お客様のためのみ使用し、かつ(2)「本契約」の条件を遵守するよう、適切な措置を講じること。(iii)「前提ソフトウェア」を、(1)「本契約」が明示的に許可している場合を除き、使用、インストール、複製、変更、もしくは配布せず、かつ(2)逆アセンブル、逆コンパイル、その他の態様で翻案もしくはリバース・エンジニアしないこと。(iv)「前提ソフトウェア」の構成要素、ファイル、モジュール、視聴覚コンテンツもしくは関連するライセンス資料を「前提ソフトウェア」と分離して使用しないこと。(v)「前提ソフトウェア」をサブライセンス、賃貸、貸与(リースを含みます。)しないこと。

7. 「IBM SaaS」の中断および取り消し

7.1 中断

7.1.1 ユーザー・アカウントの中断

「IBM SaaS ユーザー」が、「ご利用条件」、「本契約」もしくはその他の「利用規定」に違反した場合、IBM の知的財産権を不正に利用した場合、または準拠法に違反した場合、IBM は、いつでも、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「IBM SaaS」へのアクセスを中断もしくは取消、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「コンテンツ」を削除、またはその両方を行う権利を留保するものとします。IBM は、中断または取消を行う場合には、お客様に対して通知します。

7.1.2 お客様のアカウントの中断

お客様が支払期限を 30 日以上経過して未払いである場合（ただし、その時点で料金に関して合理的かつ誠実に係争中である場合を除きます。）、IBM は IBM が有するその他の権利または法的救済に加え、お客様に対していかなる責任も負うことなく、かかる金額が全額支払われるまでお客様への「IBM SaaS」の提供を中断する権利を留保するものとします。ただし、中断の効力は、IBM がお客様に対して少なくとも 10 営業日前までに、お客様の支払が支払期限を経過している旨を書面により通知した場合に限って有効になるものとします。

7.2 終了

IBM は、お客様が「本契約」または「ご利用条件」を遵守せず、かつ、かかる不遵守が IBM からの書面による通知を受領してから合理的な期間内に是正されない場合には、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了できるものとします。終了により、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスおよびこれに関するその他の権利は取り消され、消滅します。この場合、お客様およびお客様の「IBM SaaS ユーザー」は、「IBM SaaS」の利用を終了し、自己の保有または管理下にある関連「前提ソフトウェア」のコピーを廃棄しなければなりません。

8. 「サブスクリプション期間」の更新

8.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「本契約」の 3.5.4 項（「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート、および特定サポートの自動更新」）の第 1 文および第 2 文の条件は、適用される「各国固有の条件」も含めて、この「IBM SaaS」オフオファリングに適用されます。ただし、この「ご利用条件」においては以下の条件が追加されます。

- a. 「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」という文言は、「IBM SaaS サブスクリプション期間」という文言に置き換わるものとします。
- b. 「IBM SaaS サブスクリプション期間」の自動更新が行われなくするためのには、お客様は該当する「サブスクリプション期間」が終了する 90 日前までに、IBM に対して書面にて解約を通知しなければならないものとします。

9. 緊急時保守 & 定期保守

IBM が決定する保守作業の時間帯において、IBM は、定期保守を実施します。この他にも予定ダウン時間や臨時ダウン時間が生じる場合があります。

この時間帯は、「IBM SaaS」を利用することはできません。

10. アップデート

IBM が「IBM SaaS」に対して提供するか、または一般的に入手可能とする、「IBM SaaS」に対するすべての機能拡張、修正、変更、改訂、更新、補足、アドオン・コンポーネントまたは置き換え（以下、総称して「アップデート」といいます。）は、IBM が提供するそのような「アップデート」に適用される追加条件に従うことを条件として、「ご利用条件」の適用を受けるものとします。お客様は、IBM が特段の通知または同意を取得することなく、IBM の標準操作手順に従って「IBM SaaS」に対する「アップデート」を自動的に送信、アクセス、インストールおよびその他によって提供することに同意します。IBM には、「更新」を作成、提供または導入するいかなる義務もありません。また、「利用条件」のいかなる条項によっても IBM にかかる義務が要求されるとは解釈されません。

11. ご利用条件の改訂

IBM は、お客様に変更条件を通知することで、「ご利用条件」を随時、変更する権利を留保します。かかる変更は将来の「IBM SaaS」の利用に関してのみ適用されます。お客様が「IBM SaaS」を継続的に利用する場合、お客様はかかる変更後の「ご利用条件」に同意したものとみなされます。

12. テクニカル・サポート

テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」オファリングおよび「前提ソフトウェア」に対して「サブスクリプション期間」において提供されます。テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとして取得することはできません。

「テクニカル・サポート」の情報は、

http://www-01.ibm.com/software/data/support/coremetrics_support_comm.html でご覧いただけます。

13. データ・プライバシーおよびデータ・セキュリティ

13.1 お客様の義務

IBM に対して提供する「個人情報」またはお客様を介して IBM が受領する「個人情報」に関しては、お客様のみが「データ管理者」として、データ保護に関するあらゆる適用法令またはそれに類似する法令（「EU 指令 95/46/EC」ならびに同指令（およびその施行法）に定義される「個人情報」および特別カテゴリーのデータの処理を規制する同指令の施行法など）を遵守する責任を負うものとします。

お客様は、(i) お客様の「コンテンツ」に「個人情報」を含め、(ii) 「前提ソフトウェア」および「IBM SaaS」を利用する前に、法律上必要な同意、許可および承認をすべて取得し、必要なすべての開示を行うことに同意するものとします。

お客様は、(i) 「コンテンツ」に含まれる可能性があるあらゆる「個人情報」（お客様に代わって「IBM SaaS ユーザー」が第三者と共有する情報も含まれます。）に関して単独で責任を負うこと、および (ii) 「ToU」に定めるセキュリティ措置が、「個人情報」に対する適切な保護のレベルで提供されていると判断したことを認め、かつ、これに同意するものとします。

お客様は、お客様の指示に従った処理により IBM がデータ保護に関する適用法に違反しないようにすることを含め、「ご利用条件」に基づき IBM が行う「個人情報」の処理の目的および方法を決定する単独の責任を負うものとします。

13.2 IBM の義務

IBM は、「IBM SaaS」を提供するのに合理的に必要な方法で、かつ、その目的のために限り、お客様の「個人情報」を処理します。

IBM は、「IBM SaaS」を提供する場合に限って、IBM が定めるとおりお客様の「個人情報」を処理し、お客様は IBM が定める内容がかかる処理に関するお客様の指示に合致していることに同意します。

IBM は、合理的に「ToU」に定めるセキュリティ措置を講じるよう努力し、「ToU」もしくは「本契約」が終了または満了した場合、IBM はお客様のすべての「個人情報」を破棄するか、またはお客様に返却します。

データ保護に関する適用法により、お客様またはお客様の「データ管理者」が、個人または関係当局に対して「個人情報」に関する情報またはそれに対するアクセスの提供を求められる場合、IBM はかかる情報またはアクセスを提供するために、合理的範囲でお客様に協力します。

13.3 国際移転

お客様は、IBM による「IBM SaaS」の提供において有用であると IBM が合理的に判断する場合に、IBM はお客様に通知した海外の法人および国に「個人情報」を含む「コンテンツ」を移転できるものとします。かかる移転は、欧州経済地域外の国または欧州委員会が適切なレベルのデータの保護を提供していると宣言していない国に対しても行われる場合があります。お客様は、「IBM SaaS」がそれらの国の法人により提供されること、および「ご利用条件」に基づく「個人情報」の海外への移転が、データ保護に関する適用法を遵守していることになるのかの判断につき、お客様のみが責任を負うことに同意するものとします。IBM は、お客様またはお客様の「データ管理者」が必要な承認の取得など法律上の義務を履行することに、合理的範囲でお客様に協力します。

13.4 データ・セキュリティー

IBM は、適宜、改定される確立した慣例に従って、商業上合理的な手順により、以下を実施します。

- 「コンテンツ」が保管および処理される設備への無許可のアクセスを制限するためのコントロール
- 「コンテンツ」が保管および処理される装置の整合性を保護するためのメカニズム
- システム、ネットワーク、オペレーティング・システムおよびアプリケーション上のセキュリティーの脆弱性を特定および修正するためのセキュリティー・レビュー活動
- 無許可アクセスを制限し、既知および予想される脆弱性からの防御を支援するためのネットワーク、Web および電子メールのトラフィック・コントロール
- 問題管理および変更管理のコントロールならびにデバイス上の管理用タスクのロギング

14. 適用輸出法令の遵守

各当事者は、特定のユーザーへ輸出、または核、宇宙もしくはミサイル、化学および生物兵器等の禁止される最終用途に対する輸出を禁止する米国の輸出管理関連規制を含む、適用されるすべての輸出入管理法規を遵守するものとします。お客様は、「コンテンツ」の全部または一部が米国の「国際武器取引規則 (ITAR)」の規制対象にはならないことを表明するものとします。お客様は、IBM が「IBM SaaS」の提供をリモートでサポートをする目的で、海外のリソース (現地採用している非永住者または世界各国の担当者) を使用することを認めるものとします。お客様は、IBM によるアクセスが可能な「IBM SaaS」のいかなる「コンテンツ」も、適用される輸出管理法規の下、輸出許可を要せず、IBM の海外リソースもしくは担当者に対する輸出が制限されないことを表明するものとします。

15. 補償

お客様は、次のいずれかに起因または関連する第三者請求につき、IBM を補償、防御および免責することに同意するものとします。1) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」による「利用規定」の違反、2) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」内に作成した「コンテンツ」またはお客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」に提供、アップロードもしくは移転した「コンテンツ」。

16. 著作権侵害

IBM はそのポリシーにより、他人の知的財産権を尊重します。著作権の保護対象に対する侵害を報告するには、<http://www.ibm.com/legal/us/en/dmca.html>に記載の「Digital Millennium Copyright Act Notices (デジタル・ミレニアム著作権法に関する注意)」を確認ください。

17. 保証および除外事項

17.1 保証の不適用

強行規定に反する場合を除き、IBM は、「IBM SaaS」に関し、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証、権原に対する保証、および第三者の権利の不侵害の保証を含むすべての明示もしくは黙示の保証を適用しないものとします。

18. 「IBM SaaS」オフリング固有の条件

お客様による「IBM SaaS」の利用に関して、お客様は次の事項に同意するものとします。(i) 「IBM SaaS ユーザー」名、役職、会社名および写真が「IBM SaaS ユーザー」によりプロフィール (以下、「プロフィール」といいます。) の一部として投稿される可能性があり、かかる「プロフィール」は他の「IBM SaaS ユーザー」によって閲覧可能であること。(ii) お客様は、随時、「IBM SaaS ユーザー」の「プロフィール」を修正または「IBM SaaS」から削除するよう要求することができ、そのような「プロフィール」は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」にアクセスできなくなる場合があること。

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者の Web サイト、または「IBM SaaS」にリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」からアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる相互作用は、お客様と第三者の Web サイトまたはサービスの間

でのみ行われるものとし、IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、いかなる責任も負いません。

19. 一般条項

「ご利用条件」のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、「ご利用条件」のその他の条項は有効に存続するものとし、一方の当事者が、相手方の債務不履行に際し、義務を厳格に履行することを要求せず、または何らかの権利を行使しなかった場合でも、後に、当該債務不履行またはそれに派生して生じる債務不履行に対して履行を要求すること、または権利を行使することを妨げないものとし、また「ご利用条件」または適用される「サブスクリプション期間」の終了後もその性質上残存すべき「ご利用条件」の条項は、その履行が完了するまで有効に存続するものとし、また「ご利用条件」の譲受人もしくは承継人に対しても適用されます。

20. 完全合意

「ご利用条件」および「本契約」は両当事者間の完全な合意であり、お客様および IBM の両当事者間でなされた従前の口頭または書面によるいかなる合意もこれらに代わるものとし、また「ご利用条件」と「本契約」の条件との間に相違がある場合は、「ご利用条件」が「本契約」に優先します。

お客様からの書面での意思表示（注文書、確認書または電子メールなど）による条件の追加または変更は、無効とし、また「ご利用条件」は、本書に定める場合に限り修正することができます。

第 2 章 – 各国固有の条件

以下の条件は、第 1 章で定める条項に代わり、または第 1 章で定める条項を変更するものとします。本章で変更のない限り第 1 章の条項は何ら変更なく、有効に存続するものとします。第 2 章の条件は、「ご利用条件」を変更するものであり、以下のとおり構成されます。

- アジア太平洋地域における変更、および
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々での変更

アジア太平洋地域における変更

オーストラリア

17. Warranty and Exclusions

The following is added to the end of Section 17:

Although IBM specifies that there are no warranties, Customer may have certain rights under the Competition and Consumer Act 2010 or other legislation and are only limited to the extent permitted by the applicable legislation.

ニュージーランド

17. Warranty and Exclusions

The following is added to the end of Section 17:

Although IBM specifies that there are no warranties, Customer may have certain rights under the Consumer Guarantees Act 1993 or other legislation which cannot be excluded or limited. The Consumer Guarantees Act 1993 will not apply in respect of any goods which IBM provides, if Customer requires the goods for the purposes of a business as defined in that Act.

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 地域における変更

EU 加盟国

The following is added to Section 17: Warranty and Exclusions

In the European Union ("EU"), consumers have legal rights under applicable national legislation governing the sale of consumer goods. Such rights are not affected by the provisions set out in this Section 17: Warranty and Exclusions.

オーストラリア

17. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:

17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS announcement and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

ドイツ

17. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:

17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS announcement and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

アイルランド

17. Warranty and Exclusions

The following paragraph is added:

Except as expressly provided in these terms and conditions, or Section 12 of the Sale of Goods Act 1893 as amended by the Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (the "1980 Act"), all conditions or warranties (express or implied, statutory or otherwise) are hereby excluded including, without limitation, any warranties implied by the Sale of Goods Act 1893 as amended by the 1980 Act (including, for the avoidance of doubt, Section 39 of the 1980 Act).

アイルランドおよび英国

20. Entire Agreement

The following sentence is added at the beginning of this Section 20:

Nothing in the following paragraphs shall have the effect of excluding or limiting liability for fraud.